

地方議会の権能強化に関する決議

地方議会が住民の負託に応え、その機能を十分に発揮していくためには、議会の自主性・自律性を高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できる「強い議会」の構築が不可欠であり、そのため、本会はこれまで、議会活動を制約している法令上の諸規定を見直すことを強く求めてきた。

総務省は、本年1月に「地方自治法抜本改正についての考え方」を示し、地方公共団体の基本構造のあり方等については、引き続き検討するとする一方、長が臨時会の招集義務を果たさない場合など当面早急に改善すべき事項等については、速やかに制度化を図るとしたが、この当面早急に改善すべき事項についての地方自治法の一部改正法案は、未だ国会提出がなされていない状況にある。

よって、国においては、当面早急に改善すべき事項について速やかに法改正を行うとともに、引き続き、更なる地方議会の権能強化を図るための法改正を行うよう強く求める。

記

1. 当面早急に改善すべき事項に係る地方自治法の改正

「地方自治法抜本改正についての考え方」で、速やかに制度化を図るとされている下記事項について、早急に法改正を行うこと。

- (1) 議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができることとすること。
- (2) 副知事及び副市町村長の選任を専決処分の対象から除外すること。
- (3) 条例・予算の専決処分について議会が不承認としたときは、長は条例改正案の提出、補正予算の提出など必要な措置を講じなければならないこととすること。

- (4) 長は、条例の送付を受けた日から20日以内に再議に付す等の措置を講ずる場合を除き、当該条例の公布を行わなければならないこととすること。

2. 更なる地方議会の権能強化

今後の地方自治法の抜本改正においては、本会がかねてから求めてきた下記事項について、その実現を図ること。

- (1) 地方議会議員の職責・職務について地方自治法に規定するなど、地方議会議員の法的な位置付けを明確にすること。
- (2) 議長に議会招集権を付与すること。
- (3) 議会の予算修正権を全面的に認めることとし、地方自治法第97条第2項ただし書の制限規定を削除すること。
- (4) 議長に議会費予算執行権を付与すること。

以上、決議する。

平成23年6月15日

全国市議会議長会